

## 出来事（2014年6月）

### 1. 食品添加物の新規指定

6月18日、β-アポ-8'-カロテナール（着色料）、アドバンテーム（高甘味度甘味料）及びポリビニルピロリドン（製造用剤）が、食品添加物に指定されました。

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H140618I0010.pdf>

また、6月17日、ビオチンの使用基準の改正が告示されました。

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H140617I0010.pdf>

さらに、グルタミルバリルグリシン（調味料）、アスペルギナーゼ（*Aspergillus niger* ASP-72 株）、2,3-ジエチルピラジン、アンモニウムイソバレレート、カンタキサンチン（着色料）等の指定のための手続きが進められています。

### 2. 未指定（未承認）食品添加物の流通

未承認・食品添加物「過酢酸製剤」の食品安全委員会の健康影響評価が、12月25日、1月21日、2月13日、3月13日、4月17日について、6月30日にも行なわれましたが、健康影響評価は完了しておりません。6月20日の薬事食品衛生審議会・添加物部会で、オクタン酸及びHEDPの分析結果が報告されました。

然しながら、未承認食品添加物が未評価のまま流通するという異常事態が、1年間以上の長期に渡って継続しています。

### 3. 食品添加物指定等相談センターの設置（厚生労働省）

これまで、指定等要請者からの指定等要請資料の内容確認等の事前相談、食品健康影響評価の審議過程における食安委からの追加資料要求への対応等の業務については、基準審査課が対応してきたが、食安委への食品健康影響評価の依頼に至るまでに数年を要するケースもあり、国内外から指定等手続の迅速化が求められてきた。そこで、食品添加物に係る種々のノウハウを有する国立医薬品食品衛生研究所が実施することにより、食品添加物の指定等に係る事務手続を円滑かつ迅速に行うことを目的として、国立医薬品食品衛生研究所にセンターが設立（7月中旬開設予定）とのことです。

[http://www.nihs.go.jp/dfa/fadcc\\_home.html](http://www.nihs.go.jp/dfa/fadcc_home.html)

### 4. 組換えDNA技術応用食品・食品添加物の制度変更（制度確認）

6月27日、組換えDNA技術応用食品・食品添加物の制度変更が告示されました。

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H140627I0010.pdf>

尚、個別の品目の許認可等の状況は、次の通りです。

○安全性審査が終了し公表された遺伝子組換え食品及び添加物リスト

（17品目、前月と変化なし） <http://www.mhlw.go.jp/topics/identshi/dl/list.pdf>

- 安全性審査が終了した遺伝子組換え食品及び添加物リスト  
(60品目、前月と変化なし) <http://www.mhlw.go.jp/topics/idenishi/dl/list3.pdf>
- 安全性審査継続中の遺伝子組換え食品及び添加物リスト  
(4品目、新規3品目) <http://www.mhlw.go.jp/topics/idenishi/dl/list2.pdf>  
エキソマルトテトラオヒドロラーゼ、L-シトルリン、L-ヒドロキシプロリン
- 組換え DNA 技術応用食品及び添加物の基準適合が確認された施設一覧  
(1施設 2品目、前月と変化なし) <http://www.mhlw.go.jp/topics/idenishi/dl/list4.pdf>

## 5. 食品表示基準案の公表

6月25日に開催された消費者委員会食品表示部会で、加工食品の表示に関する調査会報告書、生鮮食品・業務用食品の表示に関する調査会報告書及び栄養成分表示に関する調査会報告書がとりまとめられました。

また、消費者庁から食品表示基準案が示され、パブリックコメント(30日間)に付されることになりました。次の事項が注目されています。

- 固有記号：大幅に制限した上で、新たな固有記号の制度に作り替える。
- 「生鮮食品」と「加工食品」の区分の整理統合
- 栄養成分表示の義務化：食塩相当量か Na か、添加物も義務化の対象
- アレルギー：拡大表記と代替表記の整理・縮小

添加物の製造所又は加工所の所在地及び名称については、次のようにされた(第32条)

- 1 製造所又は加工所(食品の製造又は加工(当該添加物に関し、最終的に衛生状態を変化させる製造又は加工(調整を含む。))に限る。以下この表において同じ。)が行われた場所の所在地(輸入食品にあつては、輸入業者の営業所所在地。以下この表において同じ。)及び製造者又は加工者の氏名又は名称(輸入品にあつては、輸入業者の氏名又は名称。以下この表において同じ。)を表示する。
- 2 1の規定にかかわらず、食品関連事業者の住所又は氏名若しくは名称が製造所若しくは加工所の所在地又は製造者若しくは加工者の氏名若しくは名称と同一である場合は、製造所若しくは加工所の所在地又は製造者若しくは加工者の氏名若しくは名称を省略することができる。
- 3 1の規定にかかわらず、製造所固有記号の表示をもって製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称の表示に代えることができる。この場合においては、次に掲げるいずれかの事項を表示しなければならない。
  - 一 製造所の所在地又は製造者の氏名若しくは名称の情報を求められたときに回答する者の連絡先
  - 二 製造所固有記号が表す製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称を表示したウェブサイトアドレス(二次元コードその他のこれに代わるものを含む。)
  - 三 当該製品を製造している全ての製造所の所在地又は製造者の氏名若しくは名称並

## びに製造所固有記号

\* 食品表示基準案に関する最新情報は、消費者庁のホームページ等でご確認下さい。  
7月には、全国で、パブコメの説明会が開催されます。

### 6. 食品の新たな機能性表示制度

6月26日の第6回食品の新たな機能性表示制度に関する検討会で「食品の新たな機能性表示制度における機能性の表示の在り方について」の対応方針(案)が示されました。

- 栄養機能食品制度及び特定保健用食品制度は、規制改革実施計画(平成26年6月14日閣議決定)を踏まえて、それぞれ存置することとする(廃止はしない。)
- (消費者調査の結果を踏まえ、)新制度における機能性表示は、国ではなく企業等の責任によって行われるものであるため、栄養機能食品及び特定保健用食品とは別の制度とする必要がある。
- 新制度における機能性表示に求められる科学的根拠の水準は、我が国の消費者の意向、科学的な観点等を十分に踏まえることで、消費者の誤認を招くものではなく、消費者の自主的かつ合理的な商品選択に資するものとする必要がある。
- 新制度においては、表示しようとする機能性について、
  - (1) 最終製品を用いたヒト試験による実証
  - (2) 適切な研究レビューによる実証 のいずれかを行うことを必須とする。
- 複数の保健機能成分についてそれぞれ機能性を表示しようとする場合は、成分ごとに機能性を実証すればよいこととする。(なお、安全性については、相互作用等の有無が確認されているという前提)
- 企業による品質担保、機能性表示にかかる科学的評価等については、実効性を担保するためのモニタリングの実施、違反した場合の国の措置等が必要である。(追加部分)
- バランスの取れた食生活の普及啓発、食品の機能性表示制度に関する消費者の理解増進に向けた取組も継続的に実施する。
- 表示事項や届出事項等、新制度の表示に係る基準については、食品表示法に基づく食品表示基準に規定することとする。
- 販売前届出制の導入に加えて、消費者庁が中心になって、食品表示法に基づく収去等、販売後の監視を徹底することにより、新制度の適切な運用を図る。

### 7. 食品の放射能問題

(原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づく食品の出荷制限)

#### ① 今月の出荷制限の設定

6月16日、福島県天栄村で採取されたふき(野生のものに限る。)

#### ② 出荷制限：福島県、青森県、岩手県、宮城県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県の一部の食材(6月16日現在)

## 8. EFSA アレルゲン表示義務の対象の拡大でパブコメ

パブコメ期間：8月8日まで

対象食品：グルテンを含む穀類、乳・乳製品、卵、落花生、大豆、魚、甲殻類、軟体動物、セロリ、ハウチワマメ（ルーピン）、ゴマ、マスタード、亜硫酸塩など  
(277 ページのドラフトが公開されています。)

<http://www.efsa.europa.eu/en/consultations/call/140523.pdf>

## 9. アレルゲン表示の義務化（ブラジル）

7月2日付けのJETROの「通商弘報」によれば、ブラジルの国家衛生監視庁(ANVISA)は、食品表示義務の見直しに着手し、関係法令改正案についてパブコメを開始しました。

パブコメ期間：2014年6月16日～8月18日（約2ヵ月間）

対象食品：(1) グルテンを含む穀物（例えば小麦、ライ麦、大麦、オート麦、それらの混合物）、(2) 甲殻類、(3) 卵、(4) 魚、(5) ピーナッツ、(6) 大豆、(7) ミルク、(8) アーモンド、(9) ハシバミ（ヘーゼルナッツ）、(10) カシューナッツ、(11) ブラジルナッツ（カシューナッツの一種）、(12) マカダミアナッツ、(13) クルミ、(14) ペカン（ペカンナッツ）、(15) ピスタチオ、(16) 亜硫酸塩（酸化防止剤）

今般の基準で、グルテンを例にとれば、20ppm未満のときは「グルテン含まず」と表示されます。しかし、日本の「検知法」では「陽性」になることもあり得ますので、ブラジルからの食品の輸入には注意が必要です（報告者の私見）。

## 10. EFSA アクリルアミドでパブコメ

パブコメ期間：9月15日まで

7月1日、食品中のアクリルアミドが、ヒトにがんを発症させるリスクとなることから、可能な限り食品中のアクリルアミドを減少させることを勧告しました。この科学的意見に対するパブリックコメントです。(303 ページのドラフトが公開されました。)

<http://www.efsa.europa.eu/en/consultations/call/140701.htm>

## 11. 報告義務のある食品リスト（米国）

6月17日、米国FDAは、FSMAに基づき、ヒトや動物に有害影響を与える可能性のある食品に対する報告を提出する制度の創設にあたり、対象となる情報等についてのパブコメを行っていました。パブコメ期間を60日間延長するとのことです。

<http://www.fda.gov/Food/NewsEvents/ConstituentUpdates/ucm401262.htm>

## 12. カリフォルニアの立法府は、砂糖入り飲料の警告を拒否

6月4日の「シアトル・タイムズ」によれば、砂糖（複数可）入り飲料を飲むことは、肥満、糖尿病、虫歯につながるなどの趣旨に対して、この法案は、ラテとチョコレートミ

ルクを含むその他の食品や飲料に適用しないことによって不公正だと飲料業界は主張した。10票必要なところが7～8票で法案は、葬られたとのこと。

[http://seattletimes.com/html/nationworld/2023866575\\_apxsugarydrinkswarninglabels.html](http://seattletimes.com/html/nationworld/2023866575_apxsugarydrinkswarninglabels.html)

### 13. 過塩素酸イオン対策 (フランス)

6月4日、ANSES (The French Agency for Food, Environmental and Occupational Health & Safety) は、2011年の検査で飲料水から過塩素酸イオンが検出されたことから、リスク評価を行いました。過塩素酸イオンが甲状腺のヨウ素吸収を抑制し、甲状腺ホルモンの合成に影響することから、最も感受性の高い集団である0～6カ月の乳幼児の一部で、2011年に設定した毒性参照値を上回るリスクを排除できないとしました。

<http://www.anses.fr/en/content/perchlorate-ions-anses-studies-and-recommendations>

### 14. 輸入食品の違反事例

- ・有限会社天草フーズ及び株式会社五陵が中国から輸入した「活あさり」の命令検査で一律基準を超えた0.02ppmのプロメトリン検出による成分規格不適合とされ、廃棄・積戻し等が指示されました。

同様に、株式会社東源が中国から輸入した「活はまぐり」の命令検査で一律基準を超えた0.07ppmのプロメトリン検出による成分規格不適合とされ、廃棄・積戻し等が指示されました。

\*プロメトリンは、トリアジン系の除草剤です。

- ・株式会社極洋がインドから輸入した「冷凍養殖えび」の命令検査で、フラゾリドン0.009ppm検出による成分規格不適合とされ、廃棄・積戻し等が指示されました。また、ヒガシマルインターナショナル株式会社がベトナムから輸入した「加熱後摂取冷凍食品(凍結直前未加熱):えび類(えび串)」の命令検査で、オキシテトラサイクリン0.5ppm検出による成分規格不適合とされ、廃棄・積戻し等が指示されました。さらに、ケーアイ商事株式会社がベトナムから輸入した「冷凍養殖むき身えび」の命令検査で、エンロフロキサシン0.01ppm検出による成分規格不適合とされ、廃棄・積戻し等が指示されました。

輸入されたえび類の食品衛生法違反は絶えることはありません。

(作成:2014年7月3日)